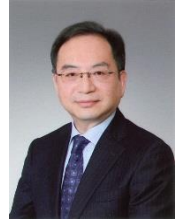


戦略的競争時代に突入した米中関係と日米同盟の再定義 —「反撃能力」をめぐる迅速性と民主的コントロールとの両立は可能か？—

金沢工業大学教授 宇佐美 正行



「安保3文書」策定の意義は何か？

昨年末（2022年12月）の新たな戦略文書（安保3文書）の策定。その直後にワシントンで行われた日米2プラス2、そして日米首脳会談（2023年1月）。これら一連の動きは何を物語っているのか。筆者は、安倍政権以来、長期に及んだ日米同盟の「再定義」作業に、ひとまずの区切りがついたと考える。バイデン大統領は、この再定義を「日米同盟の現代化」と呼んだ。現代化された同盟の運用に当たって、最大の政治的シンボルとなるのが「反撃能力」だ。

冷戦終結後、ソ連邦という脅威が消滅したことで、米国の同盟網はその存在意義が問われた。しかし、東欧諸国での地域紛争や、9.11事件後の「テロとの戦い」によって同盟網は生き残った。

その一角を占める日米同盟は、1996年の「日米安保共同宣言」、関連して作成された防衛大綱や日米ガイドライン、周辺事態法の制定などにより「地域の安全装置」へと再定義された。

二度目となる今回の再定義は紆余曲折を経た。日米間で中国に対する脅威認識が共有されるまでに時間を要したからだ。しかし、トランプ政権時代に対中関与政策が否定され、中国は米国の主導する「リベラルな国際秩序」に挑戦する唯一の競争相手と位置づけられた。バイデン政権においても、この考え方は継承された。

日米2プラス2の協議後の共同記者会見で、林芳正外相は「中国は国際秩序を作りかえようとする最大の戦略的挑戦だ」と発言した。日米両国は、戦略文書の作成に当たって、脅威認識について十分な擦り合わせを行った。文字どおり、中国が日米同盟の脅威となった。見据えているのは「台湾有事」であることは言を俟たない。日米同盟は、米中関係が戦略的競争関係に変貌する中であって、対中脅威の同盟へと再定義されたのである。

「反撃能力」の実態は何か？

安保3文書では、敵のミサイル発射拠点などを自衛目的で破壊する「反撃能力」の保有が明記された（これまでは「敵基地攻撃能力」と呼ばれていた）。

従来、憲法法理として、ミサイル攻撃を防ぐため万止むを得ない必要最小限度の措置として、敵方のミサイル基地を叩くことは自衛の範囲に含まれるとして許されていた（1956年の政府統一見解）。

他方、政府は、敵基地攻撃については、政策上の判断として、米国の打撃力に依存することとして、このための装備体系を保有せず、代わりにミサイル防衛網の整備に専念した。

しかし、北朝鮮や中国など日本周辺での極超音速兵器等のミサイル技術や飽和攻撃など、その運用能力が飛躍的に向上し、ミサイル戦力が増強された。こうした状況に直面し、政府は、これまでの政策を変更し、反撃能力を保有する決断に至った。「撃たれたら撃ち落とす」だけでなく、「撃たれたら撃ち返す」ことで抑止力を強める方策を取り入れたのである。

ところで、安保3文書では、「相手からミサイル攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐため」に反撃能力を保有すると記載された。この表現は、一見、敵方の第一撃に対して、まずはミサイル防衛網で迎撃し、その後、ミサイル防衛網と反撃能力を同時に駆使して、第二撃以降のミサイル攻撃（ミサイル発射数）を抑制、抑止するものと理解できる。

ところが、国会論議では、政府は含みを持たせた解釈を述べている。つまり、この表現は、「必ずしもミサイル対処における時系列上の関係を表しているものではない」と答弁した。場合によっては、敵方が第一撃の着手に至った場合、ミサイル防衛網による迎撃前に（着弾前に）反撃能力を行使し、ミサイル発射拠点を破壊することも可能となるのだ。

また、岸田総理は、「存立危機事態」での反撃能力の発動も肯定した。ならば、台湾有事が生起し、米国に対する武力攻撃が生じた場合、安保関連法の要件に従い、日米が共同対処でミサイル攻撃（日本側は反撃能力）に踏み出すことも可能となる。米国の要請次第では、日本が先行して攻撃することも可能だ。反撃能力の保有は、日本の防衛政策を根本から変える転機となる。

迅速な反撃能力の行使と民主的コントロールをいかに両立させるか

朝鮮半島有事や台湾有事が起こらないよう外交上のあらゆる手段を講じて最悪の事態を防ぐことは当然だ。併せて、今回認められた反撃能力を迅速かつ効果的に使う手立ても講じなければならない。

「日米同盟の現代化」の要諦は、東アジアにおける米中間の軍事バランスの不均衡（米側の相対的劣勢）を挽回するための統合抑止戦略にある。日米2プラス2共同文書では、日米間の緊密な連携の下での日本の反撃能力の効果的運用に向けた日米協力の深化が明記された。

従来の盾矛関係から脱却し、責任ある共同対処が求められる。日米両国に韓国を加えた情報収集衛星等を駆使したミサイル発射拠点などの早期把握のためのシステム整備は喫緊の課題だ。

それだけでなく、ミサイル攻撃に対する日本側の考え方も変えなければならない。日本は、敵方のミサイル攻撃の発生時点を厳密に捉える傾向にある。攻撃の意図の明確化を求めがちだ。

他方、米国や英国、豪州などは先制自衛を容認し（先制攻撃とは異なる）、攻撃の発生が急迫し軍事手段以外にとる選択肢がない場合には、意図が明確でない場合でも自衛権を容認する。

また、ミサイル迎撃であろうが反撃能力の行使であろうが、有事法制上は武力攻撃事態、または存立危機事態となる。認定に当たっては国会の承認が必要だ。つまりは政府と国会が共同して武力行使の正当性を、国民に対しても国際社会に対しても責任を持たなければならない。

しかし、そのためのシステムが不在であり、検討もされていないのが現状だ。政府側の情報をいかなる形で国会に伝えるのか。判断に必要な情報は提供され得るのか。有事に当たって特定秘密保護法の適用はあるのか。国会の対応として秘密会や情報流出を防止する方策は実現できるのか。多くの課題が議論のないまま残されている。

「反撃能力」保有を契機に政府と国会、そして国民各層の間で、従来の枠にとらわれない本音の論戦を繰り広げるべきだ。

発行: **日本外交政策学会**

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-22-7-4F

Eメール: info@jfpc.site

ホームページ: <https://jfpc.site/>